

船舶事故調査報告書

令和4年10月26日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	漁網損傷
発生日時	令和4年5月24日 09時30分ごろ
発生場所	佐賀県佐賀市寺井津漁港 早津江川西灯台から真方位015° 4.0海里付近 (概位 北緯33° 12.5′ 東経130° 20.8′)
事故の概要	警備艇はやぶさは、航行中、刺し網上を通過し、同網が損傷した。
事故調査の経過	令和4年5月25日、主管調査官（長崎事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	警備艇 はやぶさ、2.6トン
船舶番号、船舶所有者等	290-63369佐賀、佐賀県
乗組員等に関する情報	船長、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	本船 なし 漁網 切損
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北北東、風速 約1.5m/s、視界 良好 水象：川面 平穏
事故の経過	<p>本船は、警察官である船長ほか1人が乗り組み、佐賀市諸富港を出航し、船長が操縦席に腰を掛け、早津江川を下流に向かって約10～15ノットの対地速力で、手動操舵により航行した。</p> <p>船長は、09時30分ごろ寺井津漁港内を航行中、右岸に係留中の数隻の漁船の方を見ながら航行した。</p> <p>船長は、10時12分ごろ警察署から、漁船の船長が所有する刺し網（以下「本件漁網」という。）が損傷を受けたと相談があり、同人と合流するよう指示を受け、諸富港に向かって航行を開始した。</p> <p>船長は、早津江川を上流に向かって航行中、手を振る人を見掛けて近づいたところ、本件漁網の所有者であり、同所有者が、本件漁網を手を持ち、本船が本件漁網上を通過するところを目撃し、本件漁網を点検したところ切断されていたと述べ、船長は、本船が本件漁網を損傷させたことを初めて知った。</p> <p>船長は、本船の船外機をチルトアップし、プロペラを外して損傷や漁網の巻込みがないことを確認した。</p> <p>本件漁網には、両端部にその位置を示す青色のボンデンが水面上に設置され、その上部には赤色の旗が取り付けられていた。</p> <p>船長は、毎年5月から7月ごろには寺井津漁港内で刺し網漁が行われることを知っており、場所は移動するものの同網の設置状況も知っていた。</p>

	<p>船長は、本事故時、警ら目的で右岸に係留中の数隻の漁船を見ることに意識が向いていて、水面上のボンデンに気付かなかったのではないかと本事故後に思った。</p> <p>もう1人の警察官は、本事故時、警ら任務についており、前方で作業中の漁船を注目していた。</p>
分析	<p>本船は、下流に向かって航行中、船長が、右岸に係留中の漁船に意識が向き、また、もう1人の警ら任務中の警察官は、前方で作業中の漁船を注目しながら航行を続けたことから、両者共に本件漁網の両端部を示すボンデンに気付かずに本件漁網上を通過し、本件漁網が損傷したものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、本船が下流に向かって航行中、船長が、右岸に係留中の漁船に意識が向き、また、もう1人の警ら任務中の警察官は、前方で作業中の漁船を注目しながら航行を続けたため、両者共に本件漁網の両端部を示すボンデンに気付かずに本件漁網上を通過したことにより発生したものと考えられる。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 船長は、刺し網等の漁具が設置される水域を航行中、周囲の船舶の動静のみに意識を向けることなく、漁具の位置を示す水面上のボンデン等を見落とさないよう、常時、周囲の見張りを適切に行うこと。